

# 大分県後期高齢者医療広域連合 第5次広域計画（案）

令和8年2月

大分県後期高齢者医療広域連合

# 目 次

|                                   |    |
|-----------------------------------|----|
| 1 広域計画の趣旨                         | 2  |
| 2 現状と課題                           | 2  |
| (1) 現状                            | 2  |
| ① 大分県内人口推計                        | 2  |
| ② 被保険者数推移                         | 3  |
| ③ 令和2年度から令和6年度までの推移               | 3  |
| ④ 健康寿命の推移                         | 5  |
| (2) 課題                            | 6  |
| 3 広域計画の基本方針                       | 7  |
| (1) 健全な財政運営                       | 7  |
| (2) 保険者機能強化事業                     | 7  |
| (3) 保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいた事業の推進  | 7  |
| (4) 事務処理の効率化                      | 8  |
| (5) 広報活動の充実                       | 8  |
| (6) 個人情報の適正管理                     | 8  |
| 4 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務 | 9  |
| (1) 被保険者の資格の管理に関する事務              | 9  |
| (2) 保険料の賦課及び徴収に関する事務              | 9  |
| (3) 医療給付に関する事務                    | 9  |
| (4) 保健事業に関する事務                    | 9  |
| (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務         | 9  |
| 5 広域計画の期間及び改定に関すること               | 10 |

# 1 広域計画の趣旨

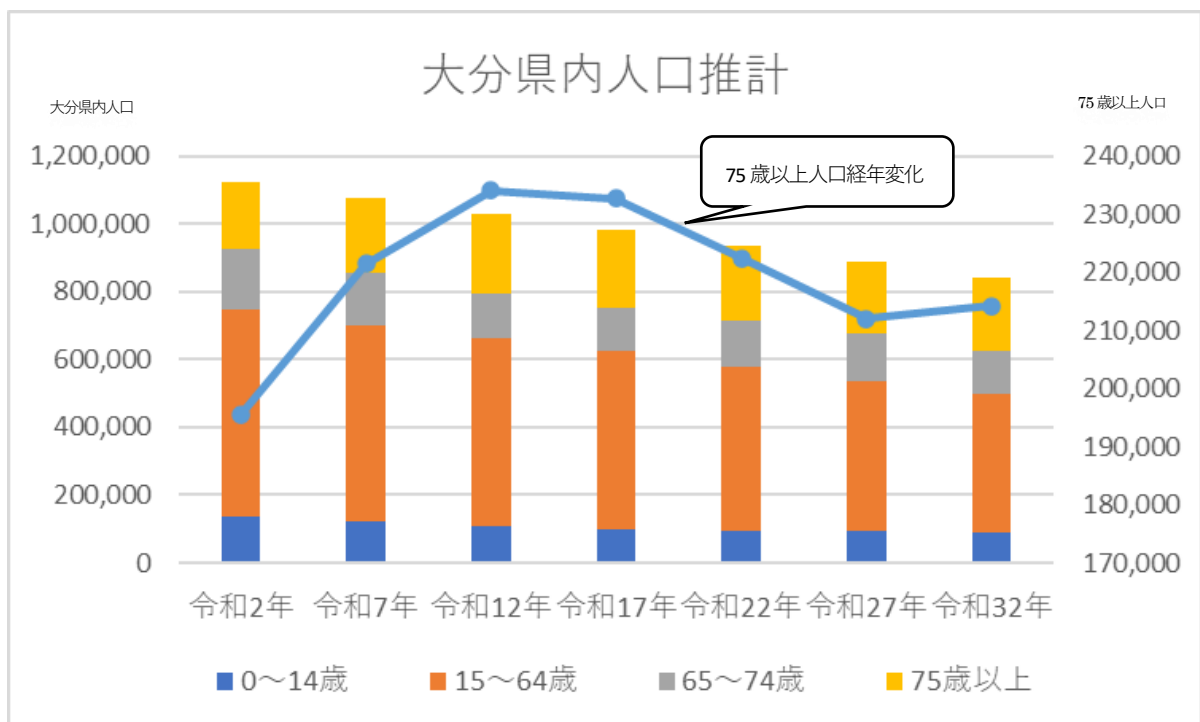
大分県後期高齢者医療広域連合広域計画（以下「広域計画」という。）は、地方自治法第291条の7及び大分県後期高齢者医療広域連合規約第5条に基づき策定している。

広域計画は、大分県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）及び構成市町村（以下「市町村」という。）が、相互にその役割を担い、連携を図りながら、総合的かつ計画的に後期高齢者医療に関する事務を行うための基本的な指針であるとともに、大分県内すべての住民に対して、広域連合の目標を明確に示すものでもある。

## 2 現状と課題

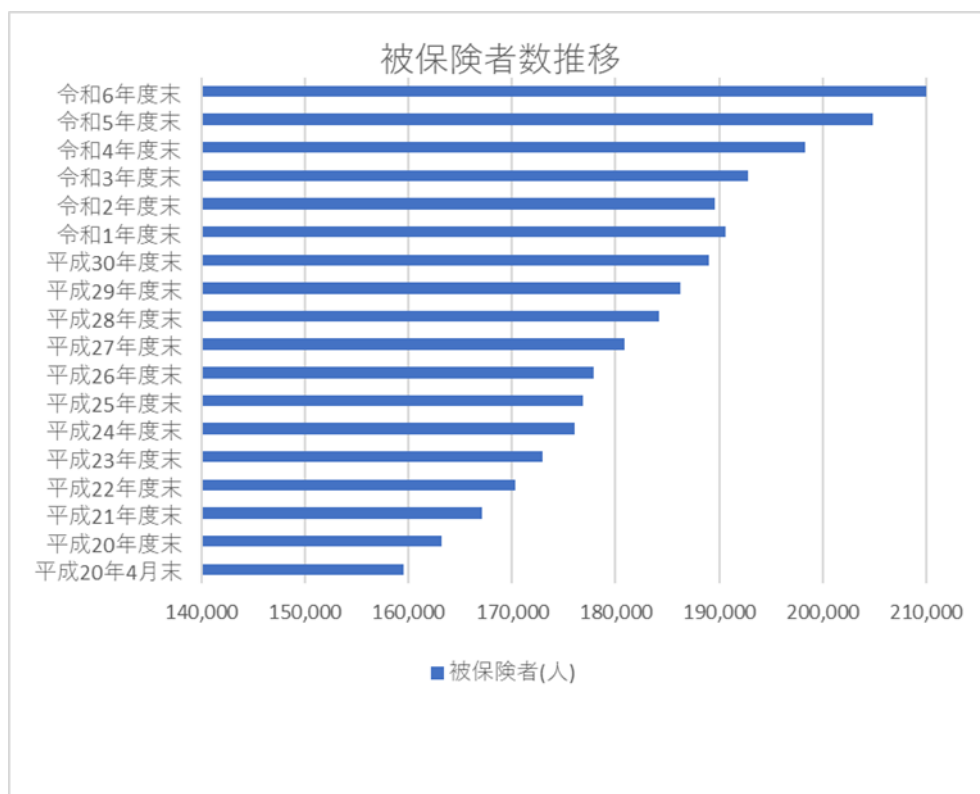
### （1）現状

#### ① 大分県内人口推計



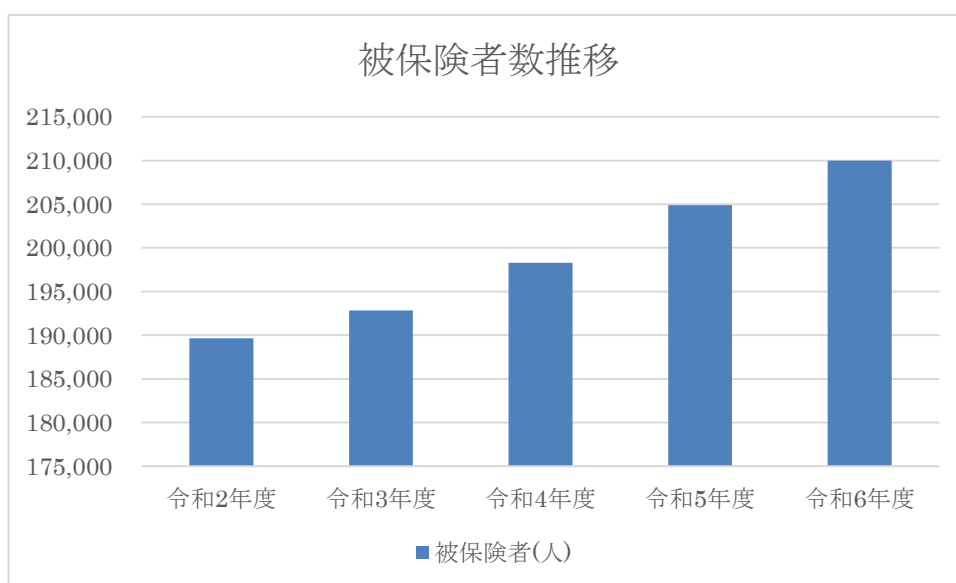
令和7年には「団塊の世代」のすべてが75歳以上となり、大分県内における後期高齢者人口は一層増加した。また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、大分県内の75歳以上の人口は令和12年に約23万4千人でピークを迎え、その後は減少に転じるものの、令和22年においても令和7年時点を上回る水準が見込まれている。

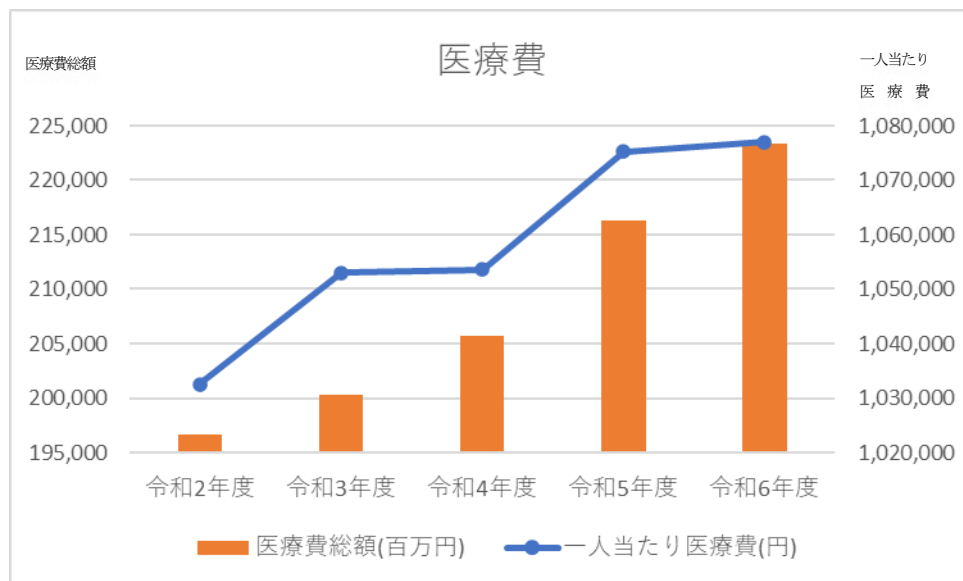
## ② 被保険者数推移



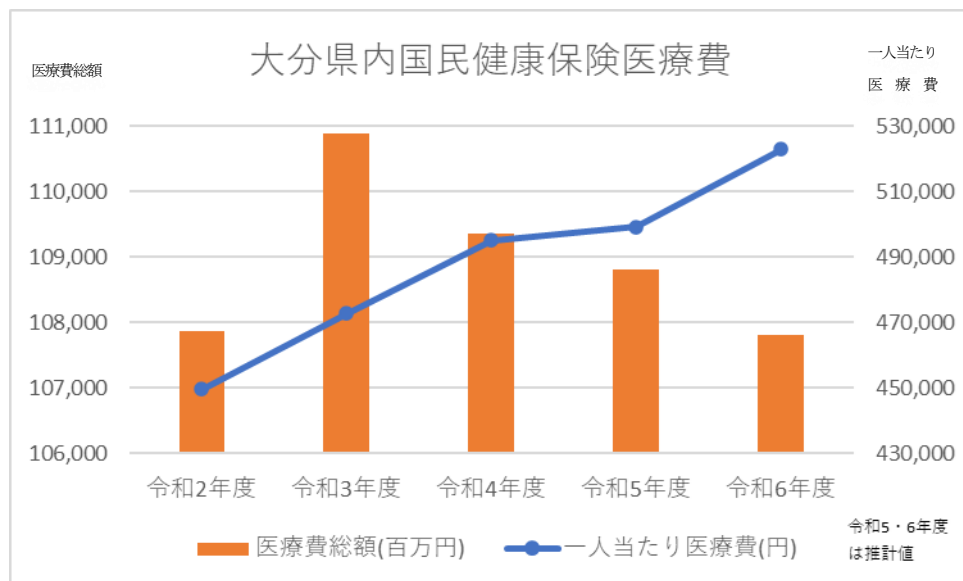
大分県内の後期高齢者医療制度の被保険者数は、これまでの推移を見ると、制度開始当初（平成20年4月末）には約16万人であったが、令和6年度末には約21万人となり、この17年間で約5万人、率にして約31.3%増加となっている。

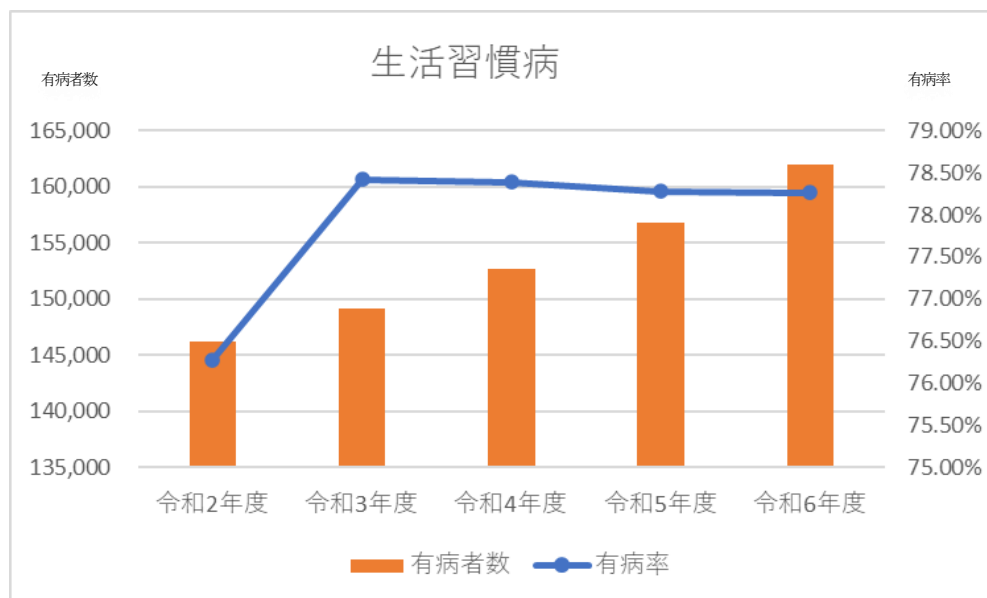
## ③ 令和2年度から令和6年度までの推移





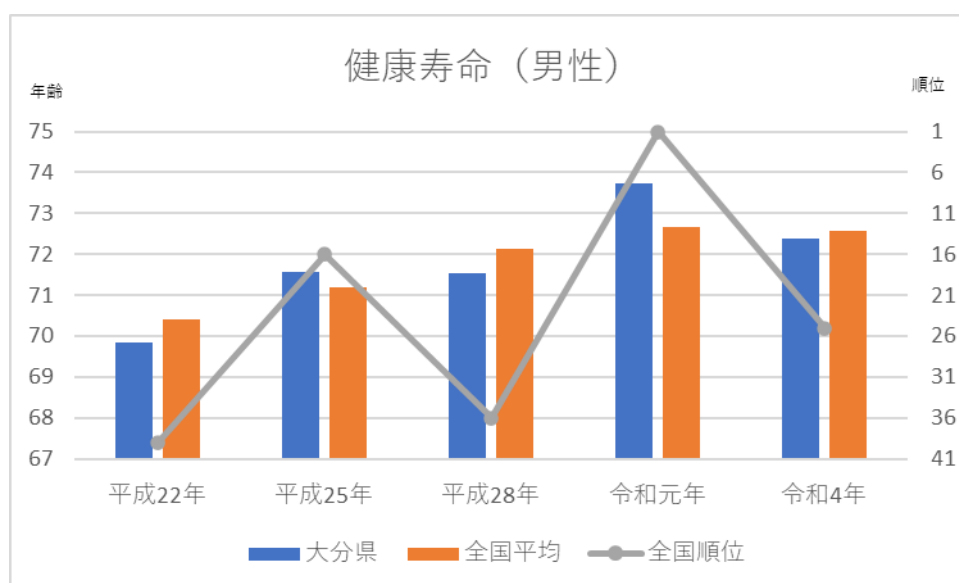
#### 【参考】

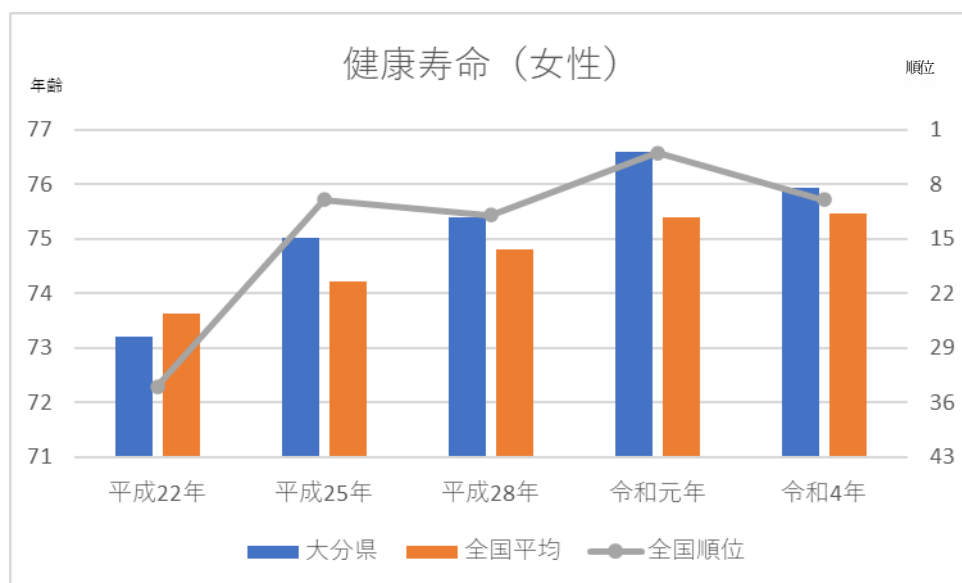




令和2年度と令和6年度で比較すると、被保険者数は、約19万人から約21万人となり、約2万人、率にして約10.5%の増加となっている。医療費は、1,966億6,677万円から2,233億173万円となり、266億3,496万円、率にして13.5%の増加、一人当たりになると、1,032,528円から、1,077,044円となり、44,516円、率にして4.3%増加となっている。5月診療分における生活習慣病は、有病者数が約1万6千人、有病率が約2.0ポイントの増加となっている。

#### ④ 健康寿命の推移





大分県内の健康寿命（日常生活に制限のない期間の平均）は、令和元年では、男性が73.72歳で全国1位、女性が76.60歳で全国4位であったが、令和4年では、男性が72.37歳で全国25位、女性が75.94歳で全国10位と下がっている。

## （2）課題

上述したように、今後も高齢化の進展により高齢者人口が高水準で推移する中、フレイルの発現や受診機会が増える後期高齢者の増加と医療の高度化等に伴う医療費の増嵩は、被保険者、現役世代、市町村、大分県（以下「県」という。）及び国の財政負担を一層増大させることが懸念される。

後期高齢者医療制度を将来にわたり安定的に運営するためには、医療費の伸びをできる限り緩やかにし、健全な財政基盤を維持するとともに、必要な事業を計画的に推進していくことが重要な課題である。

### 3 広域計画の基本方針

第5次広域計画は、制度運営の現状と課題を踏まえ、令和8年度以降も、被保険者が安心して医療が受けられ、住み慣れた地域で可能な限り自立した生活を送ることができるよう、健康保持と健康寿命を延ばすとともに、将来にわたって持続可能な医療制度の実現を図るため、後期高齢者医療施策の推進と密接な関係にある市町村、県、国及び関係団体と連携しながら、以下に掲げる施策について重点的に取り組むものとする。

また、本計画の推進に当たっては、市町村、県及び国が策定する医療及び介護に関する計画・事業との整合性を図ることとする。

#### (1) 健全な財政運営

健全な財政運営を行うため、適切に予算管理を行うとともに、国等の補助金制度を最大限活用し、財源の確保を図り安定した財政運営に努める。

特に、後期高齢者医療制度の主要財源である保険料については、医療費の動向を注視し、適正な保険料率の算定及び賦課を行う。

さらに保険料負担の公平性を確保するため、収納対策実施計画に基づいた、きめ細やかな収納対策を講じる等、市町村及び県と協議・連携の上、一層の収納率向上を図り、必要な財源の確保に努める。

#### (2) 保険者機能強化事業

医療費は、被保険者の増加や医療の高度化を背景に増嵩することから、できるだけ緩やかな伸びとなるよう、県及び国の医療費適正化計画等を踏まえながら、関係団体と連携し、下記事業に取り組む。

- ① レセプト点検の充実
- ② レセプト情報等の活用による医療費分析
- ③ 第三者行為求償事務の推進
- ④ ジェネリック医薬品（後発医薬品）・バイオシミラー（バイオ後続品）の利用促進、医療費通知の実施
- ⑤ 重複・頻回受診者訪問指導事業等の実施

#### (3) 保健事業実施計画（データヘルス計画）に基づいた事業の推進

広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、高齢者のQOLの向上と医療費の適正化を目的にPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業を行うとともに、元気な高齢者を増やし、できる限り長く自立した日常生活を送ることができるよう、市町村及び関係団体との連携を強化した保健事業に取り組む。また、高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細や



かな支援を実施するため、後期高齢者の保健事業について、広域連合の保健事業の一部を市町村に委託することにより、市町村において実施する介護保険の地域支援事業及び国民健康保険の保健事業と、後期高齢者医療制度の保健事業との一体的な実施の推進に努める。

特に、令和7年度に開始した新たな取組として、健康診査に、医師の判断により実施する心電図等の項目（詳細な検査項目）を追加した。これにより得られたデータの分析を通じて、脳や循環器等の疾患の早期発見・予防に資する取組を強化し、被保険者の健康保持及び健康寿命の延伸を強力に推進する。

#### （４）事務処理の効率化

事務処理の効率化を図るため、広域連合と市町村及び大分県国民健康保険団体連合会との連携・協力を強化し、被保険者へのサービス向上に努める。

また、制度の複雑化や事務量の増大が進んでいることから、広域連合及び市町村の職員に対する研修等の充実を図り、職員の資質向上に努めるとともに、委託業務の見直しやＩＴを活用するなど、事務の効率化を図る。

#### （５）広報活動の充実

後期高齢者医療制度を円滑に運営するためには、被保険者の理解と協力は不可欠であることから、パンフレット等の作成・配布、ホームページでの情報提供、市町村の広報紙への掲載、さらに新聞やテレビ、ラジオといったマスメディアを積極的に活用し、被保険者に対して、丁寧な説明と周知を行い、分かりやすい広報活動に努める。

また、健康保険証の利用登録されたマイナンバーカード（マイナ保険証）は、救急隊員が搬送中の応急措置や病院の選定を適切に行うことができる（マイナ救急）など、医療ＤＸ推進の基盤となることから、市町村と連携・協力しながら、その利用促進を図るための効果的な周知・広報に努める。

#### （６）個人情報の適正管理

制度の運営に当たっては、広域連合と市町村の間で、住民基本台帳情報や課税情報、医療情報、マイナンバー等の情報連携を行うことが不可欠であることから、個人情報の取り扱いに関しては、個人情報の保護に関する法律、個人情報保護法施行条例及び情報セキュリティポリシー等にとり、広域連合と市町村の双方において厳格な管理を行う。

## 4 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び市町村が行う事務

広域連合及び市町村は、関係法令により、それぞれが行うものとされた事務を分担しながら、連携して円滑な事務の推進に努める。

### (1) 被保険者の資格の管理に関する事務

被保険者の資格の認定（取得・喪失・異動の確認）、資格確認書等の交付決定等の事務は広域連合が行い、被保険者等からの被保険者資格の取得・喪失・異動の届出の受付等の窓口事務は市町村が行う。

### (2) 保険料の賦課及び徴収に関する事務

保険料率の決定及び保険料の賦課決定並びに保険料の減免及び徴収猶予の決定等の事務は広域連合が行い、保険料の徴収・滞納処分等の事務は市町村が行う。

### (3) 医療給付に関する事務

後期高齢者医療の給付の支給決定等に関する事務は広域連合が行い、医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し等の窓口事務は市町村が行う。

### (4) 保健事業に関する事務

広域連合は、市町村及び関係団体と連携して、広域連合が策定した「保健事業実施計画（データヘルス計画）」に基づき、被保険者のQOLの向上と医療費の適正化を目的に健康寿命の延伸のため必要な事業を行う。

また、「高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施」に係る事業を効果的かつ効率的に推進するため、市町村へ事業の一部を委託するとともに、必要な情報の提供や調整、財源の確保等に取り組み、市町村の支援に努める。

市町村は受託するに当たり、介護保険の地域支援事業や国民健康保険の保健事業との一体的な実施の在り方を含む基本的な方針を定めた上で、被保険者の状況に応じたきめ細やかな保健事業を実施する。

### (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

各種申請や認定等に関する相談・問い合わせについて、広域連合と市町村が連携して対応する。

また、広報活動についても広域連合と市町村が連携しながら実施する。

## 5 広域計画の期間及び改定に関すること

県及び国の医療費適正化計画並びに広域連合のデータヘルス計画との整合性を図るため、第5次広域計画の期間は、令和8年度から令和11年度までの4年間とする。

ただし、大分県後期高齢者医療広域連合長が必要と認めたときは、随時改定を行うものとする。